



# **犯罪収益移転防止法 施行規則の改正について**

**～オンラインで完結する本人確認方法の導入～**

**平成30年11月12日**

# 1 背景

「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日)

FinTechに対応した効率的な本人確認の方法について検討を進める。

「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日)

郵便を用いた本人確認手続が、事業者・利用者双方の負担となっているとの指摘があること等に鑑み、犯罪収益移転防止法施行規則を速やかに改正し、本人の顔の画像等を活用したオンラインで完結する本人確認手法を導入する。



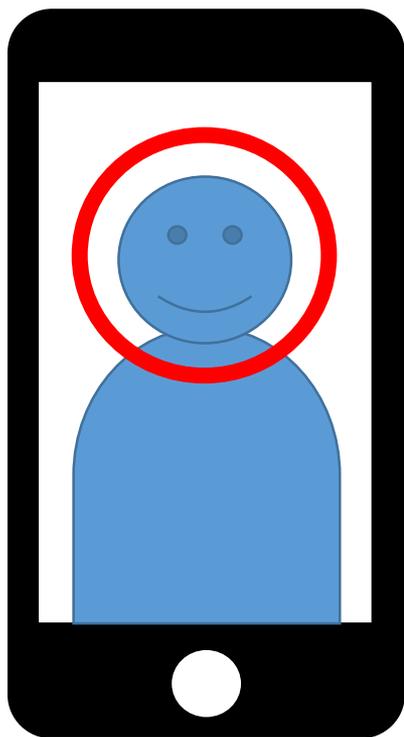
自然人の本人確認方法及び法人の本人確認方法として、  
オンラインで完結する本人確認方法を新たに新設。

## 2- (1) 自然人の本人確認方法

顧客等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受ける方法。

(例)

本人の容貌の画像の送信



写真付き本人確認書類の画像の送信  
(氏名、住居及び生年月日、写真並びに厚みその他の特徴を確認できるもの)

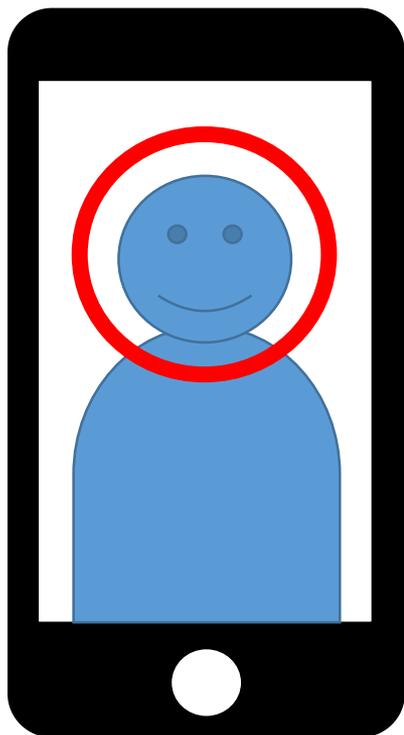


## 2- (2) 自然人の本人確認方法

顧客等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該顧客の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法。

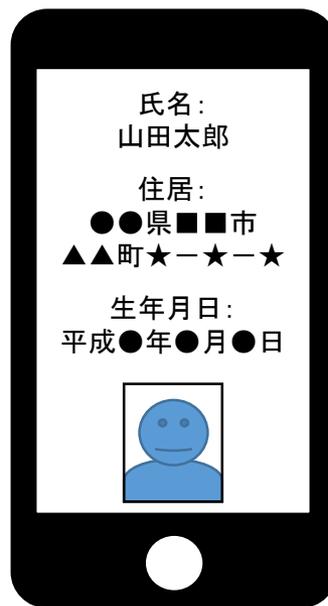
(例)

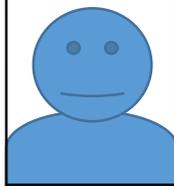
本人の容貌の画像の送信

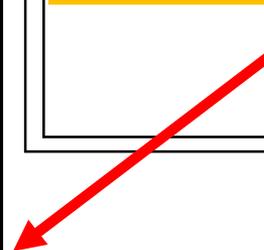


+

写真付き本人確認書類のIC情報の送信  
(氏名・住居・生年月日及び写真の情報)



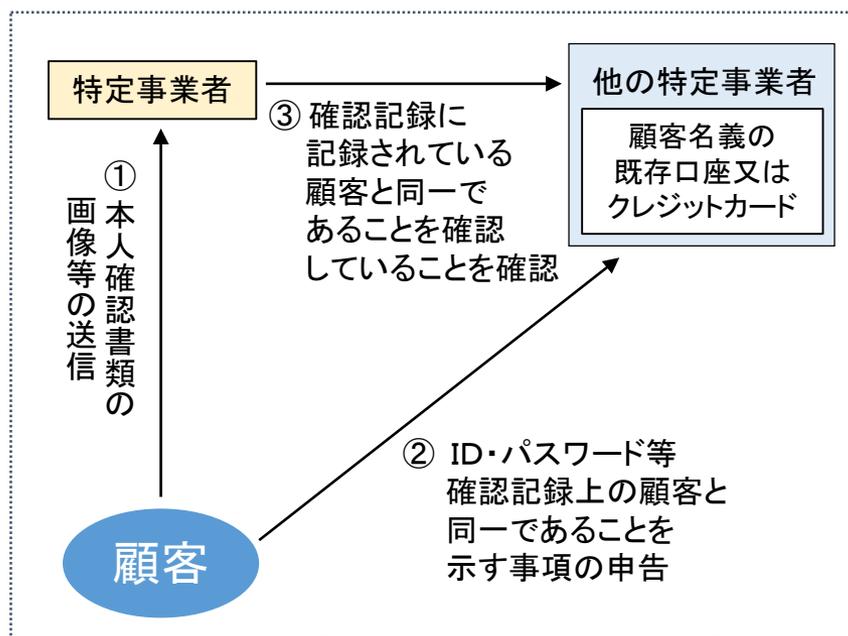
氏名	山田太郎	平成●年●月●日生
住所	●●県■市▲▲町★-★-★	
交付	平成×年×月×日	
	平成○年○月○日まで有効	
		



## 2- (3) 自然人の本人確認方法

顧客等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受け、又は読み取りをさせた当該顧客等の本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、下記に掲げる行為のいずれかを行う方法。

- (1) 特定事業者が、他の特定事業者が顧客から顧客しか知りえない事項等の申告を受けることにより確認記録に記録されている顧客と同一であることを確認していることを確認すること



- (2) 特定事業者が、顧客の預貯金口座に金銭の振込みを行い、かつ、顧客から振込額等が記載された預貯金通帳の写し等の送付を受けること

